

#### 4. 糖尿病(専門的治療を担う医療機関)

病期の区分	医療機能	各医療機関等に求められる事項	医療機関等の例
専門的治療	専門的治療を必要とする患者への対応を行う機能	<p>&lt;選定基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 日本糖尿病学会等による診療ガイドライン等に準じた診療が実施可能であること</li> <li>② 75gOGTT、HbA1c、インスリン分泌能、合併症の検査等糖尿病の評価に必要な検査が実施可能であること</li> <li>③ 食事療法、運動療法を実施するための設備があること</li> <li>④ 外来栄養食事指導や外来療養指導、糖尿病透析予防指導等の指導を行える体制があること</li> <li>⑤ 患者に対して合併症予防の重要性の説明と、食事療法、運動療法、治療継続等の必要性や、実践方法を指導し、患者自らがより良い療養生活を継続できるような支援を行うこと。</li> <li>⑥ 各専門職種チームによる、食事療法、運動療法、薬物療法等を組み合わせた教育入院等の集中的な治療(心理問題を含む。)が実施可能であること、あるいは、自院に教育入院ができない場合にあっては、糖尿病専門医や糖尿病療養指導士などによる糖尿病教室が開催できること</li> <li>⑦ 糖尿病連携手帳等を活用し、糖尿病治療を行う他の医療機関と連携が可能であること</li> <li>⑧ 1型糖尿病に対する専門的な治療が可能であること</li> <li>⑨ 糖尿病患者の妊娠に対応可能であること</li> <li>⑩ 定期的に慢性合併症の検査を行うとともに、継続的な眼科受診、歯科受診を促すこと</li> <li>⑪ 高齢者糖尿病の管理に関しては、在宅医療や訪問看護、介護サービス等を行う事業者等との連携が可能であること</li> <li>⑫ 糖尿病の動向や治療の実態を把握するための取組を行っていること</li> <li>⑬ 市町や保険者が糖尿病重症化予防プログラム等に基づく保健指導を実施するために、患者の同意を得て、情報提供を行うなど必要な協力を行っていること</li> </ul>	・糖尿病専門治療を行う医療機関

<p>専門的治療</p>	<p>専門的治療を必要とする患者への対応を行う機能</p>	<p>⑭ 地域で予防・健康づくりの取組を行う保健師や管理栄養士等と連携・協力すること等により、糖尿病の発症予防とも連携した医療を行うこと</p> <p>⑮ 糖尿病の発症予防、重症化予防を行う市町及び保険者、薬局等の社会資源と情報共有や協力体制を構築するなどして連携していること</p> <p>⑯ 治療と仕事の両立支援等、産業医等と連携した医療を行うこと</p> <p>⑰ 感染症流行時等の非常時に糖尿病治療が中断されないよう、平時から下記の事項等の対応方法を検討していること。</p> <p>I. 在宅医療や訪問看護を行う事業者等と連携できる体制の構築</p> <p>II. 「オンライン診療の適切な実施に関する指針」(平成30年医政発0330第46号厚生労働省医政局長通知別紙)に沿ったオンライン診療</p> <p>III. 医療連携や診療のためのICT活用</p> <p>⑱ 糖尿病以外の疾患で受診または入院している患者に対し、必要に応じて、集中的な血糖管理や多職種・関係機関と連携するなどして血糖管理を行う体制があること</p>	<p>・糖尿病専門治療を行う医療機関</p>
--------------	-------------------------------	---	------------------------